

東京医療保健大学 内部質保証推進会議規程

(設置の趣旨)

第1条 本学の建学の精神、理念・目的を踏まえ、全学的な連携協力の下、内部質保証の方針に基づき、教育研究等における質の保証とその向上に資する活動を継続して推進するため、本学に内部質保証推進会議を設置する。

(役割と責任)

第2条 内部質保証推進会議は、本学における内部質保証の推進に関する役割と責任を果たす全学的な組織として、学部・学科・研究科・その他の組織(以下、「部局」という。)の活動等を継続的に総覧及び検証し、及び内部質保証の推進のために審議・決定し、更に必要な措置を講じること等により、もって大学全体の内部質保証を総括する役割を担うものとする。

(構成・議事)

第3条 会議は、次の者をもって構成する。

- (1) 学長
 - (2) 副学長（学部、学科、もしくは研究科の長を兼ねるものに限る）
 - (3) 大学経営会議室長
 - (4) 事務局長
 - (5) IR 推進室長
 - (6) その他学長が必要と認めた者
- 2 学長は会議を招集し、議長となる。
 - 3 学長に事故あるときは、あらかじめ学長が指名する副学長が、議長の職務を代行する。
 - 4 第1項の学長、副学長、大学経営会議室長、事務局長並びに IR 推進室長は、必要があると認めるときは、議長の許可を得て、自らの職務を補佐する職にある教職員を、同席させ、もしくは代理で出席させることができる。
 - 5 会議の議事は、出席者の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 6 議長は、必要に応じて関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(IR 推進室)

第4条 学長は IR 推進室に必要な調査、その他の情報収集活動を行わせ、その全部又は一部について、会議で報告させることができる。

(連絡調整)

第5条 内部質保証推進会議は、部局の報告を受け、外部評価委員会の提言等も踏まえ全学的見地から必要に応じて調整し、部局に対し意見を述べるものとする。

2 部局は学長の意見を踏まえ、必要な措置を講じるものとする。

(改善措置)

第6条 学長は、前条における対応のうえで、さらに改善が必要と認める場合には、速やかに有効かつ具体的な措置を講じるものとする。

2 学長は、内部質保証の状況を大学経営会議に報告する。

3 大学経営会議は、学長からの報告を受け、第1項に定める改善措置が不十分であると判断したときには、必要に応じて適切な措置を講じるよう学長に対し指示するものとする。

(報告及び情報公開)

第7条 学長は、内部質保証の自己点検・評価の結果及び外部評価委員会の結果等を大学経営会議に報告したうえで公表し、社会への説明責任を果たす。

(事務)

第8条 会議に関する事務は、企画部で行う。

(規程の改訂)

第9条 この規程の改訂は、大学経営会議にて決定する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年7月14日から施行する。